

## 泉大津市立小津中学校 PTA規約 改正案

現行	改正案
第7条 定期総会は毎年4月に開き、臨時総会は必要のある時に開く。	第7条 定期総会は毎年4月に開き、臨時総会は必要のある時に開く。なお感染症や災害などで総会を開くことができない場合は、書面や電子媒体で議案を決議できる。

### 付 則

現行	改正案
第9条 この規約及び付則は会員の2分の1以上の出席及び委任で成立した総会での出席者の過半数が賛成した時、改正することができる。	<p>第9条 慶弔規定は別途小津中学校PTA慶弔規定によるものとする。</p> <p>第10条 この規約及び付則は会員の2分の1以上の出席及び委任で成立した総会での出席者の過半数が賛成した時、改正することができる。</p>